

青森県公認心理師・臨床心理士協会会則

(名 称)

第1条 本会は青森県公認心理師・臨床心理士協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長の指定した場所とする。

(目 的)

第3条 本会は青森県内の「心理臨床」に携わる会員相互の連携とその実践、研究発展を促進するとともに、会員相互の研究・研修を通じて心理臨床に関する改善進歩に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を遂行するため次の事業を行う。

- (1) 心理臨床に関する実践と研究
- (2) 研究会・研修会および講演会等の開催
- (3) 会員相互の扶助に関する情報と交流、および印刷物の刊行
- (4) 関係諸団体との連携
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、公認心理師または日本臨床心理士資格認定協会より資格認定を受けた臨床心理士であること。
- (2) 準会員 本会の目的に賛同し、
 - ① H30.3.31までに青森県臨床心理士会準会員であったもの。
 - ② 公認心理師受験資格を有するもの、または受験資格を有する予定のもの。
2. 準会員は、入会にあたり、正会員2名の推薦を必要とする。
3. 準会員のうち公認心理師試験または日本臨床心理士資格認定協会の資格審査に合格した者、もしくは既に合格をしている者は手続きを経ずに正会員へ移行するものとする。
4. 本会への入会を希望するものは、所定の入会手続きをとらなければならない。
5. 前項の入会申込があった場合、幹事会において会員の認定を行い速やかにその結果を通知しなければならない。

(退 会)

第6条 退会は本人からの申し出による。

2. 会員であって本会の名誉を著しく毀損したものの、および会則に違反したものは幹事会にはかって退会を命ずることがある。
3. 会費を3年以上滞納した場合には、退会を命じることがある。

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 事務局 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 会長は役員その他必要に応じて理事をおくことができる。

2. 会長は本会を代表し会務を統括する。

事務局は会の運営に関する事務を行う。

会計は本会の会計その他必要事項を行う。

監事は本会の会計および会務を監査する。

3. 役員は総会において互選により選出される。

(役員任期)

第8条 役員任期は次のとおりとする。

(1) 役員及び理事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(2) 任期は総会より2年後の総会までとする。

(会議)

第9条 本会の会議は総会および幹事会とする。

2. 年一回総会を開き幹事会は必要に応じて会長が召集する。

3. 総会は正会員により構成される。

準会員はオブザーバーとしての参加を認められるが、議決権は有しない。

4. 幹事会は役員及び理事により構成される。

5. 会議はその構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

6. 会長は総会が成立しない場合は次の総会成立まで職務を継続する。

7. 会長は臨時総会を招集する時間が無いと認めた場合、会長先決とし総会決議すべき事項を処理することができる。

8. 前項の規定による処理については次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(経理)

第10条 本会の経理は会員の会費および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2. 会員の年会費は別途に定める。

3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

第11条 本会則は総会出席者(委任状を含む)3分の2以上の同意を得てこれを改正することができる。

(解散)

第12条 本会の目的とする事業の推進が不可能、またはその他の事由により解散する場合は、会員の3分の2以上の出席を得て、その3分の2以上の同意を得た議決によって解散する。

(附則)

本会則は、2001年7月29日から施行する。

なお、本会は1992年2月15日に発足した。

2007年8月26日 一部改正

2019年2月5日 改正(名称変更)

青森県公認心理師・臨床心理士協会施行細則

(会費)

第1条 会員の年会費は次のとおりとする。

正会員 5,000円

準会員 3,000円

2. 既納の年会費は返還されない。